

## 新設規制に関する事前評価書

＜鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律＞

|                 |   |
|-----------------|---|
| 規制の名称           | 休猟区における特定鳥獣の捕獲等の特例制度の創設   |
| 担当部局            | 環境省自然環境局野生生物課 電話番号： 03-5521-8282 e-mail: shizen_yasei@env.go.jp<br>環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護業務室 電話番号： 03-5521-8285  |
| 評価実施日           | 平成18年4月21日  |
| 政策目的            | 農林水産業被害の防止及び鳥獣の適切な個体数の管理を推進することにより、鳥獣の保護等を図るもの。   |
| 規制の内容           | <p>特定鳥獣による農林水産業被害等が深刻化する中で、すべての狩猟鳥獣について狩猟が一時的に禁止されている休猟区がこれらの特定鳥獣の避難場所となっており、休猟区を含む地域全体の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体数調整が円滑に進まないという問題が生じている。</p> <p>このため、都道府県知事は、第7条の特定鳥獣保護管理計画の達成のため特に必要があると認めるときは、休猟区の区域の全部又は一部を当該計画に係る特定鳥獣に限り捕獲等を行うことができる区域として指定することができることとする。</p> <p><b>根拠条文</b> 法第14条第1項</p> |
| 規制の必要性          | 特定鳥獣による農林水産業被害等が深刻化する中で、すべての狩猟鳥獣について狩猟が一時的に禁止されている休猟区がこれらの特定鳥獣の避難場所となっており、休猟区を含む地域全体の特定鳥獣保護管理計画に基づく特定鳥獣の個体数調整が円滑に進まないという問題が生じている。そのため、農林水産業被害等を及ぼしている特定鳥獣の捕獲等を進め、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の個体数調整を図るため、休猟区内においても一部の特定鳥獣について狩猟を行うことができるようにすることが必要である。  |
| 期待される効果         | 休猟区内においても狩猟によって農林水産業被害等を及ぼしている特定鳥獣の捕獲等を進めることができるようになり、特定鳥獣保護管理計画に基づく鳥獣の個体数調整が容易となる。   |
| 想定される負担         | 休猟区のうち都道府県知事が指定した地域については、法第9条第1項の捕獲の許可を受けずに特定鳥獣の捕獲が可能となり、特定鳥獣保護管理計画の達成に資する鳥獣の捕獲等を行おうとする者の負担軽減となる。   |
| 想定できる代替手段との比較考量 | 狩猟により減少した狩猟鳥獣の数を増加させ、鳥獣の適切な保護を図るためには、休猟区の制度は引き続き必要であり、当該制度を維持しつつ、特定鳥獣に限って捕獲を可能とすることが、鳥獣の保護と農林水産業被害の防止を両立させる観点から、最も合理的である。   |
| 備考              |   |
| レビュー時期          | 平成24年3月末までに行う。  |